

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる充実について

北信越部会提出

国においては、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、地方公共団体が地域の実情に応じて新型コロナウイルス感染拡大の防止と感染拡大の影響を受けている地域住民や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的に、令和2年5月1日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱を制定され、地方公共団体に対し、補正予算第1号及び第2号補正を合わせて、総額3兆円の支援を行い、さらに、補正予算第3号が示され、総額約1.5兆円の追加経済対策が講じられたところであります。

新型コロナウイルス感染症は、第3波とみられる流行が拡大しており、感染症対策に要する期間は長期間に及ぶことが懸念されます。

については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、地方公共団体が必要とする額を十分に確保いただくとともに、これまで以上に自由度が高く、柔軟で弾力的な制度とすることで、地方公共団体が地域の実情に応じた事業を地方の判断で実施できるよう、格別の御配慮をお願いします。